

派遣スタッフの皆様へ

アソート株式会社

労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業を行う事業所ごとの情報提供を行っております。

【提供情報】

- ・派遣労働者の数
- ・労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数
- ・労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ・派遣労働者の賃金の額の平均額
- ・マージン率 { (派遣料金平均額－派遣賃金平均額) ÷ 派遣料金平均額 }
- ・派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- ・その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- ・労使協定締結と有効期間
- ・雇用安定措置を講じた人数
- ・キャリアコンサルティング相談窓口担当者と連絡先

【請求先】

事業所ごとの情報提供となりますので、ご希望の事業所名を下記お問い合わせ先までお申し出いただきご請求下さい。

《事業所》 東京支店・名古屋支店・大阪支店・神戸支店

《問合せ先》 法令遵守室 TEL 06-6341-5774 メールアドレス privacy@assort.co.jp

【個人情報の取扱い】

◇個人情報の利用目的

労働者派遣法に基づく情報の開示

◇個人情報の第三者提供

取得した個人情報は、法令で定める場合を除き、請求者の同意なしに第三者提供はいたしません。

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

アソート株式会社は、アソート株式会社の労働者の過半数を代表する者との間で、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、派遣先で業務に従事する全派遣社員(以下「対象労働者」という。)に適用する。

- 2 対象労働者については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等の為、本労使協定の対象とする。
- 3 対象労働者について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 対象労働者の賃金は、基本給（賞与相当額を含む）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第 3 条 対象労働者の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 2 年 10 月 20 日職発 1020 第 3 号、令和 3 年度の「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」について」(以下「通達」という。)に定める「令和元年度職業安定業務統計 職業小分類」を利用する。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第 5 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「令和元年度職業安定業務統計 都道府県別地域指数」を利用する。

第 2 項

別表 1 に記載する職種、都道府県についての派遣の必要が生じたときは、前項 1 号、第 3 号を参照する。

第 3 項

昇給について、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合には、基本給額を原則 1～3%の範囲で増額改定を行う。

第 4 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員賃金規定第 36 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第5条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。
(但し上限月額は 30,000 円まで)

第6条 対象従業員に対して、基本給の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 基本給の決定は、半期ごとに行う評価シートを活用する。その評価結果に基づき、第3条第3項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

令和3年4月1日

アソート株式会社 代表取締役 村岡弘資